

労働時間制度の概況
⇒ 約6割の労働者が弾力的労働時間制度の対象

<p style="text-align: center;">下記以外の労働時間制</p>	<p style="text-align: center;">一般的な働き方</p>	<p style="text-align: center;">→ 1日8時間、週40時間(法定労働時間)等 ※適用労働者の割合 40.8%(管理監督者含む)</p>	
<p style="text-align: center;">変形労働時間制</p>	<p>交替制勤務の場合や、季節等によって業務に繁閑の差がある場合 【昭和22年労働基準法制定時(昭和62年・平成5年一部改正・追加)】</p>	<p style="text-align: center;">→ 一定期間を平均して、法定労働時間の範囲内であれば、1日8時間、週40時間を超えて労働させることができる。 ※適用労働者の割合 42.8%</p>	<p style="text-align: center;">弾力的な労働時間制度</p> <p style="text-align: center;">※適用労働者の割合</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">59.2%</p>
<p style="text-align: center;">フレックスタイム制</p>	<p>協定した労働時間の範囲内で、始業・終業時刻を労働者にゆだねる場合 【昭和62年(昭和63年4月1日施行)】</p>	<p style="text-align: center;">→ 一定期間の総労働時間を労使協定で定めれば、始業・終業時刻を労働者の自由にできる。 ※適用労働者の割合 7.9%</p>	
<p style="text-align: center;">事業場外みなし制</p>	<p>事業場の外で労働する外回りの営業職等 【昭和62年(昭和63年4月1日施行)】</p>	<p style="text-align: center;">→ 所定労働時間または労使協定で定めた時間を労働したものとみなす。 ※適用労働者の割合 6.7%</p>	
<p style="text-align: center;">専門業務型裁量労働制</p>	<p>新商品や新技術の研究開発、情報処理システムの設計、コピーライター、新聞記者 等 【昭和62年(昭和63年4月1日施行)】</p>	<p style="text-align: center;">→ 労使協定で定めた時間を労働したものとみなす。 ※適用労働者の割合 1.4%</p>	
<p style="text-align: center;">企画業務型裁量労働制</p>	<p>事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に従事する場合 【平成10年(平成12年4月1日施行)、平成15年改正】</p>	<p style="text-align: center;">→ 労使委員会決議した時間を労働したものとみなす。 ※適用労働者の割合 0.4%</p>	

※「適用労働者」の割合の出所：平成29年就労条件総合調査

出典：厚生省提出資料より倉林明子事務所作成